

# みどり訪問看護ステーション

## ● 事業所の概要

- ・事業所名：みどり訪問看護ステーション
- ・所在地：〒349-0114  
埼玉県蓮田市馬込一丁目308番地ドムス壱番館103号室
- ・連絡先：048-796-7277
- ・事業所番号：1165790126
- ・サービス種別：訪問看護・介護予防訪問看護
- ・通常の事業の実施地域：蓮田市、白岡市、伊奈町  
※上記以外の地域をご希望の場合はご相談ください。

## ● 従業者の勤務形態、職種、員数及び職務の内容

勤務形態：月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分まで

### ■ 管理者 1名（常勤）

事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

### ■ 看護師 常勤換算2.5人以上

看護職員（准看護師を除く）は訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書）を作成。

### ■ 理学療法士等 1名以上

理学療法士等が提供する指定訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護職員（准看護師を除く）と理学療法士等が連携して作成。

### ■ 事務職員 1名以上 請求等の事務業務を行います。

## ● 事業の目的

要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、適正な指定訪問看護等を提供する

# 訪問看護・予防訪問看護の概要

## ● 運営方針

- ・利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- ・指定訪問看護は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指す。
- ・指定介護予防訪問看護は、訪問看護利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指す。
- ・地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターおよび他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

## ● 営業日及び営業時間

- ・営業日：月曜日～土曜日

（年末年始 12月30日～1月3日を除く）

- ・営業時間：午前9時から午後5時まで

※電話等により、24時間常時連絡がとれる体制とする

## ● 利用料について

指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときには、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。また、死後の処置料は、20000円とする。

## ● キャンセル料

利用者のご都合によりサービスを中止にする場合で、当日キャンセル料として2000円を徴収する。(やむをえない事情がある場合を除く)

## ● 通常の事業の実施地域を越えて行う交通費

上記の場合は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり50円とする。

## ● 虐待防止に関する事項

虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催とともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- ④ 措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ⑤ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## ● 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が生じた場合、市町村、利用者の家族等に連絡し必要な措置を講じます。

## ● 緊急時等における対応方法

サービスの提供中に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡を行う等の措置を講じます。

## ● 秘密保持

事業者およびその従業員は、業務上知り得た利用者およびその家族に関する秘密および個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中および契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

事業者は、サービス担当者会議等において、利用者およびその家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得ます。

## ● 相談窓口・苦情対応

### ■ 事業所苦情、相談窓口（担当：管理者）

電話番号：048-796-7277

受付時間：月曜日～土曜日 午前9時～午後5時  
(12月30日～1月3日を除く)

### ■ 埼玉県国保連合会 介護福祉課 苦情対応係

電話番号：048-824-2568

受付時間：午前8時30分～正午、  
午後1時～午後5時（土・日・祝日は除く）

### ■ 蓼田市役所 長寿支援課 介護保険担当

電話番号：048-768-3111